# 不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td>利用の制限</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市児童センター条例第１１条<br>　管理者は、児童センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限することができる。<br>⑴　児童の健全な育成に支障があるとき。<br>⑵　秩序を乱すおそれがあるとき。<br>⑶　管理及び運営上支障があるとき。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>こども未来部こども支援課こども政策係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準<br>（未設定の場合はその理由）</td><td>　条例第１１条に該当する場合を例示すると次のとおり。<br>⑴　酒飲を目的とした利用の場合<br>⑵　酒気を帯びての利用の場合<br>⑶　新座市児童センター規則に違反する利用の場合<br>⑷　地震、台風等の災害その他の事故により児童センターが利用できない状態の場合</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td>　キャンプファイア場利用に関しては、「キャンプ場の利用てびき」をホームページに掲載及び利用者に配布し、利用に当たっての留意・禁止事項をお知らせしている。</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成２４年９月３０日最終変更）</td></tr>
</table>